

## 第3回 認知症高齢者グループホーム等火災対策検討部会議事概要（案）

## 1 日時

平成25年6月27日（木） 10時～12時

## 2 場所

スクワール麴町 3階 華

## 3 出席者（敬称略）

部会長 室崎 益輝 ひょうご震災記念21世紀研究機構副理事長  
委員 荒井 伸幸 東京消防庁予防部長  
委員 石崎 和志 国土交通省住宅局建築指導課建築物防災対策室長  
委員 上田 孝志 札幌市消防局予防部長  
委員 榎 一郎 千葉市消防局予防部長  
委員 勝又 浜子 厚生労働省老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室長  
委員 河村 真紀子 主婦連合会事務局次長  
委員 佐々木 勝則 公益社団法人日本認知症グループホーム協会理事  
委員 佐々木 美香子 札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課事業指導担当課長  
委員 次郎丸 誠男 危険物保安技術協会特別顧問（元消防研究所所長）  
委員 伯川 秀人 長崎市消防局予防課長  
委員 山田 常圭 消防庁消防研究センター上席研究官  
事務局 消防庁予防課

## 4 配付資料

資料3-1 認知症高齢者グループホーム等火災対策検討部会 委員名簿  
資料3-2 第2回認知症高齢者グループホーム等火災対策検討部会議事概要（案）  
資料3-3 実態調査結果（消防庁）  
資料3-4 認知症高齢者グループホーム等火災対策検討部会 報告書目次案  
資料3-5 認知症高齢者グループホーム等火災対策に係る論点整理  
資料3-6 スプリンクラー設備の設置基準の見直しに係る基本的考え方  
資料3-7 本検討部会の検討結果の及ぶ対象について（案）

## 5 議事概要

### (1) 前回議事要旨について

特に意見等はなかった。追加の意見があれば7月4日までに事務局に連絡することで了承された。

### (2) 実態調査結果について（消防庁）

特に意見等はなかった。

### (3) 認知症高齢者グループホーム等火災対策検討部会報告書骨子（案）について

#### ア 報告書目次（案）及び認知症高齢者グループホーム等火災対策に係る主な論点

【委員】自動火災報知設備と火災通報装置の連動について、東京都の実情では連動を承認している件数は、1棟の建物全体がグループホームの場合9割を超える施設から申請があり承認をしている。一方で、建物の一部を借用してグループホームなどを運営している場合、実は3割の施設からしか申請が出ていない。

その辺に何か課題があるのかどうか、慎重に分析をした上で検討してほしい。

⇒【部会長】自動火災報知設備と火災通報装置の連動に関して、有効なことは非常にはっきりしている。様々な課題はあるが、原則として連動については義務化を目指すべきであるというふうに書き込むことはおかしくはないと思う。

【委員】ソフト面の訓練の問題について、単に今回の長崎の事例だけではなく、過去の札幌と大村の事例などを触れてまとめたほうが理解しやすいと思う。

【部会長】訓練に関して、消防機関等の指導のあり方をどういうふうにしてサポートしていくのかも1つのポイントだと思っている。そのあたりを訓練、教育、また、予防段階での点検の問題の整理をお願いする。

【委員】違反建築物にグループホームの開設許可を出し、維持管理状態が不適切であるにもかかわらず生活が継続されていること自体が問題である。関係行政機関の情報共有・連携体制についてのコメントがほしい。

⇒【委員】グループホームの違反建築物については、改善が必要だということで、各自治体においては、指定・更新をする場合等に建築部局と連携をとって実際に改善指導に当たっていると聞いている。今後、具体的にどういったような連携・除法交換が必要なのか等についても、関係機関等と打ち合わせをしながら検討を進めていく必要があると考えている。

#### イ スプリンクラー設備の設置基準の見直しに係る基本的考え方について

【委員】スプリンクラー設置の例外規定について、スプリンクラーやスプリンクラーにかわるもの、あるいは人が十分救助できるなどの条件が必要。

【委員】区画で免除することについて、出火室にいる入居者のことも考えた上で行ってほしい。

⇒【委員】区画について、区画されていても扉が開いていると煙の流入があるため、例えば自閉

式にする必要がある。

また、「居室から屋外に容易に避難できる」ではなく、自力避難困難者が自ら屋外に出られるわけではないので、逆にこれは「屋外から救助できる」ではないかと思う。

⇒【部会長】この例外1、例外2というのは、ハードの部分で一応こういう規定があるが、この前提は確実に避難救助できる体制ができている上で、この例外1、2であればいいよということにしないと、構造的にこれだけで例外にするということではないと思う。

⇒【事務局】例外2は、今回新たに考えている例外規定であるため、いただいた意見をもとに検討する。

例外1については、現行275㎡に基準を切ったときに設けられた例外である。したがって、今でも275㎡から1,000㎡の間についても、この構造になっているものはスプリンクラー設備の設置が免除されている。

⇒【委員】例えばこれにプラスして、出火した部屋の入居者の安全を考えた場合、寝具、寝間着とかの防災品を使う、そういう視点も必要なのではと思う。

⇒【部会長】社会福祉施設にスプリンクラーを義務化することは、単に義務、強制するだけではなくて、少し財政支援みたいなものがないとうまくいかないように思う。

また、内装や防災等の考え方があるが、施設の人たちの選択の自由をどこかに残しておかないといけないので、やはり例外は要るだろうと思う。

【委員】本筋から少しずれるが認可改修が進まない問題の一つに隔壁の問題があって、今回のスプリンクラー設置の義務化と絡めて、基準等について見直していただける余地はあるのか。

⇒【委員】スプリンクラーを設置するというのであるならば、多少、調整規定を行う余地があるのではないのかなと、少し考えている。これについては、引き続き整理をしていきたいと思う。

【委員】認知症施設の場合は、施錠の問題が出てくるのではと思う。

⇒【部会長】例外2のところを検討する中で、ご指摘の部分を含めて検討しないといけないだろうと思う。

#### ウ 今回の検討結果の範囲について

【事務局】この検討部会については、高齢者施設について一定の方向性をお示しいただいたという形で受け取らせていただいて、さらに引き続き、それ以外の障害者などについても、火災予防対策の詳細な検討をしていくというようなことを考えてはどうかと思っている。

高齢者施設については、今回こういった形で対策をまとめていただければ、それについては、できるだけ早期に必要な措置を講じることを念頭に取り組んでいければと考えている。

⇒事務局の提案どおりで了承された。